

管 理 規 程

第 1 章 事業の目的及び方針

(目 的)

第 1 条 社会福祉法人長寿会が設置経営する各事業所は、老人福祉法及び介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき、施設利用者定員並びに職員の定数を定め、適正なサービス提供を行う事を目的とする。

(方 針)

第 2 条 施設は法の基本理念に基づき、利用者の処遇に万全を期するものとする。

第 2 章 施設利用者定員、職員の定数、区分及び職務内容

(定 員)

第 3 条 施設利用者の定員は、次のとおりとする。

(1) 特別養護老人ホーム長寿園（短期入所：空床利用型）	60名
(2) 特別養護老人ホーム第二長寿園（短期入所：空床利用型）	60名
(3) 特別養護老人ホーム第三長寿園（短期入所：空床利用型） （ユニット型：常盤10名、本町10名、住吉9名）	29名
(4) 住宅型有料老人ホーム第三長寿園 （ユニット型：南町10名）	10名
(5) 長寿園デイサービスセンター	30名
（通所介護【介護予防型通所サービス】 基準緩和型通所サービス	29名 1名）
(6) 第二長寿園デイサービスセンター	20名
（通所介護【介護予防型通所サービス】 基準緩和型通所サービス	19名 1名）
(7) グループホーム長寿の郷 （3棟：東雲9名、白雲9名、茜棟9名）	27名

(職員の定数及び区分)

第 4 条 職員の定数は141名以内とし、その区分は次のとおりとする。

(1) 特別養護老人ホーム長寿園	
施設長	1名
副施設長又は事務長	1名
医師	1名
生活相談員	1名
介護職員	20名
看護職員	3名（看護師、准看護師）

管理栄養士（栄養士）	1名
機能訓練指導員	1名
介護支援専門員	1名
事務員	1名
調理員	4名
計	35名
（2）長寿園デイサービスセンター	
所長	1名
生活相談員	1名
看護職員	1名（看護師、准看護師）
機能訓練指導員	1名
介護職員	6名
計	10名
（3）特別養護老人ホーム第二長寿園	
施設長	1名
副施設長又は事務長	1名
医師	1名
生活相談員	1名
介護職員	20名
看護職員	3名（看護師、准看護師）
管理栄養士(栄養士)	1名
機能訓練指導員	1名
介護支援専門員	1名
事務員	1名
調理員	4名
計	35名
（4）第二長寿園デイサービスセンター	
所長	1名
生活相談員	1名
看護職員	1名（看護師、准看護師）
機能訓練指導員	1名
介護職員	3名
計	7名
（5）グループホーム長寿の郷	
ホーム所長	1名
副所長	1名
介護職員	18名
（内各棟1名が計画作成担当者を兼務する。）	
計	20名
（6）特別養護老人ホーム第三長寿園（サテライト型）	
施設長	1名
生活相談員	1名
介護職員	15名
看護職員	1名（看護師、准看護師）

介護支援専門員	1名
事務員	1名
計	20名

但し、医師については長寿園配置医師が兼ねるものとする。

(7) 住宅型有料老人ホーム第三長寿園

ホーム長	1名
介護職員	1名
生活援助員	2名
計	4名

(8) 長寿園居宅サービスセンター

所長	1名
介護支援専門員	4名
計	5名

(9) 珠洲市地域包括支援センター長寿園

所長	1名
保健師	1名
社会福祉士	1名
主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名
計	5名

(職員の職務内容)

第 5 条 職員の職務内容は、各施設及び事業所が別に定める運営規程によるものとする。

(備付簿冊)

第 6 条 施設には、業務の遂行上又は利用者の処遇上必要な簿冊等を整備し、記録保存しておかなければならない。また、電磁的記録による保存も可能とする。

2 整備すべき帳簿及び書類は別表のとおりとする。

(職員の勤務心得)

第 7 条 職員の勤務心得については、別に定める職員心得によるものとする。

附 則

この規程は、昭和59年 4月 1日から適用する。
 この規程は、昭和61年 4月 1日から施行する。
 この規程は、昭和63年 1月 1日から施行する。
 この規程は、昭和63年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 2 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 1 2 年 1 0 月 2 0 日規定第 3 号)

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 1 3 年 3 月 2 2 日規定第 2 号)

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から適用する。
この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日規定第 2 号)

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 1 7 年 3 月 2 5 日規定第 4 号)

この規程は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 2 4 年 7 月 2 日から施行する。
この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日規定第 2 号)

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 2 6 年 3 月 1 7 日規定第 2 号)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(平成29年 3月29日規定第4号)

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

(平成30年 3月15日規定第2号)

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

(平成30年 9月28日規定第2号)

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

(平成31年 3月15日規定第1号)

この規程は、令和元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 5月29日から施行する。

但し、第3条については、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和6年10月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和7年10月 1日から施行する。

但し、第3条第1項第7号及び第4条第1項第6号については、令和7年11月1日より施行する。

この規程は、令和8年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和8年 6月 1日から施行する。